

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

11

2022

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。
昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年
の紅葉はどのように楽しめますか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当
事務所までお問い合わせください。



円安ドル高の今だからこそ要注意 外貨預金を確認

- ◆ 30円以上の引上げとなる最低賃金
- ◆ 民間企業における退職給付制度の実態
- ◆ お仕事備忘録

円安ドル高の今だからこそ要注意 外貨預金を確認

2021年に入り円安ドル高が徐々に進み、2022年に入ってから一挙に加速して、9月には1998年以来の1ドル140円台となりました。このような円安ドル高の今だからこそ、特に注意したいのが、外貨預金です。特に個人は申告漏れ等にならないよう注意しましょう。

外貨預金とは

外貨預金とは金融機関などに、日本円以外の米ドルやユーロなどの外国通貨（以下、外貨）で預け入れられている預金のことをいいます。外貨預金には、外貨普通預金や外貨定期預金などの種類があります。

法人は期末換算時に注意

法人が外貨預金を保有している場合に注意するのは、事業年度終了のとき（以下、期末時）の円換算です。

(1) 原則

法人が期末時に外貨預金を保有している場合には、次のいずれかの方法により期末に円換算します。

期末換算方法	特徴
発生時換算法	外貨預金を取得等したときの円換算額をそのまま期末時の円換算額とする方法（＝特段処理は不要）
期末時換算法	期末時の外国為替の売買相場により円換算した額を期末時の円換算額とする方法（＝毎期洗替の処理が必要）

いずれにするかは、法人が一定の期間内に届出をすることにより、外貨の種類等ごと選定することができます。選定しなかった場合には、次の区分に応じた法定の期末換算方法によることとなります。

区分	法定期末換算方法
満期日が当該事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来するもの	期末時換算法
上記以外	発生時換算法

(2) 例外

外国為替の売買相場（以下、為替相場）が著しく変動した場合には、外貨預金の取得を期末に行ったものとみなして期末換算を行うことができます。

この場合の“著しく変動した場合”とは、次の算式により計算した割合が**おおむね15%相当以上**とされています。

$$\frac{\text{期末時の為替相場により換算した外貨預金の円換算額 (A)}}{\text{期末時の外貨預金の帳簿価額 (B)}} \geq 15\% \text{ (A)}$$

この場合、外貨の種類を同じくする他の外貨建ての資産等について、複数15%相当以上となる場合には、一部のみの適用は認められないなどの留意点があるため、適用には注意が必要となります。

特に発生時換算法を選定しており、例外が適用できる割合が生じている試算結果となった場合には、例外を用いたと仮定したときに自社の所得にどのような影響を及ぼすか、確認しておきましょう。

個人は為替差損益の発生に注意

(1) 外貨預金にかかる税金

個人が外貨預金について課税されるのは、主に利息と為替差益の発生によります。

発生内容等		課税方法、所得の種類等	税率
利息	預入金 金融機関	国内	源泉分離課税（利子所得、申告不要） 20.315% （所得税・復興特別所得税 15.315% 、住民税 5% ）★
	外国	● 総合課税（利子所得） ● 外国で課税されている場合には、申告時に一定額を控除できる（外国税額控除）	所得税 5～45% 、復興特別所得税、住民税（原則） 10% ☆
為替差益	為替予約あり	源泉分離課税（雑所得、申告不要）	★と同一
	なし	総合課税（雑所得）	☆と同一

(2) 為替差損益の認識時期

外貨で支払が行われる資産の販売や購入などの取引を“外貨建取引”といい、個人が行った外貨建取引に係る円換算額は、各種所得の金額として認識します。

為替差益とは、外貨建取引時の為替相場の差によって生ずる儲けを意味します。他方、損をした場合は“為替差損”といい、原則として確定申告をする必要はありません。ただし他に雑所得がある場合には、この損と相殺することが可能です。相殺する場合には確定申告が必要となります。

この為替差益と為替差損を総称して“為替差損益”といいます。この為替差損益を認識す

るのかどうか、その点に注意する必要があります。次の4つのケースで確認しましょう。

【事例】

国内のA銀行に米ドル建てで預け入れていた定期預金10万ドルが満期となった（為替予約なし、預入時の為替相場：1ドル100円）。この元本10万ドルについて次のケース①～④を行った場合に、為替差益を認識するか否か。

ケース	認識	為替差益
① A銀行の円建て普通預金へ振替 【振替時の為替相場：1ドル140円】	する	$(140円 - 100円) \times 10万ドル = 400万円$
② B銀行の米ドル建て預金へ振替	しない	—
③ A銀行のユーロ建て預金へ振替（10万ユーロ） 【ユーロ交換時の為替相場：1ユーロ140円、1ユーロ1ドル】	する	$(140円 \times 10万ユーロ) - (100円 \times 10万ドル) = 400万円$
④ C証券会社の米ドル建てMMFへ投資 【投資時の為替相場：1ドル140円】	する	$(140円 - 100円) \times 10万ドル = 400万円$

ケース①や③については、通貨の種類が変わっているため、為替差益を所得として認識する必要があります。

ケース②は、別の金融機関口座ではあるものの、外貨建取引に該当しない条件（①同一の金融機関、②同一の通貨、③継続して預け入れる場合）に類するものとして、為替差益は認識しません。

他方、ケース④は同一通貨ではあるものの、資産の種類が預金から外貨で運用される投資信託であるMMF（Money Market Fund）として新たな資産となったことから、為替差益を認識します。同じ通貨でも所得計算が必要な場合があります。ご注意ください。

30円以上の引上げとなる最低賃金

企業が労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金。2022年度の地域別最低賃金の改定額について答申が行われ、順次官報で公示されました。

最低賃金額と発効年月日

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち2022年度の「地域別最低賃金」の額と発効年月日は、下表のとおりです。

昨年度から31円引上げ

改定後の全国加重平均額は961円で、昨年度から31円引上げられました。

パートタイマー等の時給額のみならず、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

表 2022年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	889	920	31	2022年10月2日
青森	822	853	31	2022年10月5日
岩手	821	854	33	2022年10月20日
宮城	853	883	30	2022年10月1日
秋田	822	853	31	2022年10月1日
山形	822	854	32	2022年10月6日
福島	828	858	30	2022年10月6日
茨城	879	911	32	2022年10月1日
栃木	882	913	31	2022年10月1日
群馬	865	895	30	2022年10月8日
埼玉	956	987	31	2022年10月1日
千葉	953	984	31	2022年10月1日
東京	1,041	1,072	31	2022年10月1日
神奈川	1,040	1,071	31	2022年10月1日
新潟	859	890	31	2022年10月1日
富山	877	908	31	2022年10月1日
石川	861	891	30	2022年10月8日
福井	858	888	30	2022年10月2日
山梨	866	898	32	2022年10月20日
長野	877	908	31	2022年10月1日
岐阜	880	910	30	2022年10月1日
静岡	913	944	31	2022年10月5日
愛知	955	986	31	2022年10月1日
三重	902	933	31	2022年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	896	927	31	2022年10月6日
京都	937	968	31	2022年10月9日
大阪	992	1,023	31	2022年10月1日
兵庫	928	960	32	2022年10月1日
奈良	866	896	30	2022年10月1日
和歌山	859	889	30	2022年10月1日
鳥取	821	854	33	2022年10月6日
島根	824	857	33	2022年10月5日
岡山	862	892	30	2022年10月1日
広島	899	930	31	2022年10月1日
山口	857	888	31	2022年10月13日
徳島	824	855	31	2022年10月6日
香川	848	878	30	2022年10月1日
愛媛	821	853	32	2022年10月5日
高知	820	853	33	2022年10月9日
福岡	870	900	30	2022年10月8日
佐賀	821	853	32	2022年10月2日
長崎	821	853	32	2022年10月8日
熊本	821	853	32	2022年10月1日
大分	822	854	32	2022年10月5日
宮崎	821	853	32	2022年10月6日
鹿児島	821	853	32	2022年10月6日
沖縄	820	853	33	2022年10月6日

民間企業における 退職給付制度の実態

退職金制度を有する民間企業はどのくらいあるのでしょうか。ここでは人事院が実施した調査結果*から、民間企業の退職給付制度の実態をみていきます。

9割以上が制度あり

上記調査結果から、2020年度時点での民間企業の退職給付制度（以下、制度）の有無を規模別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】退職給付制度の有無（%）

	ある	ない	不明
規模計	92.3	6.9	0.8
50人以上 100人未満	88.1	11.1	0.8
100人以上 500人未満	93.8	5.3	1.0
500人以上1,000人未満	97.1	2.6	0.3
1,000人以上	97.5	2.5	—

人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果
参考資料」より作成

全体（規模計）では、92.3%が制度があると回答しています。

規模別にみると50人以上100人未満は88.1%ですが、100人以上では90%を超えています。また、規模が大きくなるにつれて制度がある割合が高くなっており、500人以上の規模では、97%を超える状況です。

退職一時金制度のみが多数

次に、制度がある企業を100とした場合の、制度内容を規模別にまとめると表2のとおりです。

規模計では、退職一時金制度があるは89.2%、企業年金制度があるが47.9%となりました。退職一時金制度のみは52.1%と半数を超え、退職一時金制度と企業年金制度の併用は37.0%でした。企業年金制度のみは10.8%にとどまっています。

規模別にみると、規模が小さくなるほど退職一時金制度のみの割合が高くなっています。50人以上100人未満では、69.1%とほぼ7割になりました。反対に、規模が大きくなるにつれて、企業年金制度がある割合が高くなり、企業年金制度のみの割合も、同様な傾向にあります。ただし、企業年金制度のみの割合は1,000人以上でも22.6%で、規模が大きくなるにつれて、退職一時金制度と企業年金制度を併用する割合が高くなっていることがわかります。

【表2】退職給付制度がある企業の制度内容（%）

	規模計	50人以上 100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上
退職一時金制度がある	89.2	94.3	88.5	80.4	77.4
退職一時金制度のみ	52.1	69.1	49.5	25.3	13.7
退職一時金制度と企業年金制度を併用	37.0	25.1	39.0	55.1	63.7
企業年金制度がある	47.9	30.9	50.5	74.7	86.3
企業年金制度のみ	10.8	5.7	11.5	19.6	22.6

人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果 参考資料」より作成

実際の平均退職給付額

最後に参考資料として、50人以上100人未満規模の企業における、勤続20年以上の定

年退職者と会社都合退職者の平均退職給付額を紹介します。他の規模についても、末尾のURLのページから確認いただけます。参考になりましたら幸いです。

【表3】2020年度における規模50人以上100人未満企業の平均退職給付額

勤続年数	定年退職				会社都合退職			
	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額
	人	千円			人	千円		
20年	66	2,446	1,774	4,220	54	1,761	0	1,761
21年	60	3,208	1,852	5,060	16	1,766	0	1,766
22年	146	3,127	1,689	4,816	—	—	—	—
23年	84	4,291	1,062	5,352	16	1,795	0	1,795
24年	114	4,994	823	5,816	40	4,476	508	4,984
25年	8	6,124	790	6,914	36	4,479	475	4,954
26年	73	4,379	1,391	5,770	23	3,016	466	3,481
27年	37	6,253	1,367	7,620	39	3,509	2,680	6,189
28年	134	7,664	1,164	8,827	55	3,382	4,490	7,872
29年	146	9,002	1,642	10,643	33	3,472	6,376	9,848
30年	194	8,247	2,545	10,792	16	3,352	5,625	8,977
31年	165	8,133	2,508	10,641	49	3,763	4,067	7,829
32年	213	7,160	2,099	9,259	33	3,593	3,161	6,754
33年	195	7,882	1,327	9,208	—	—	—	—
34年	250	7,190	1,832	9,022	—	—	—	—
35年	127	8,266	3,011	11,277	39	6,149	0	6,149
36年	445	8,420	6,436	14,856	58	6,463	5,321	11,784
37年	438	9,135	6,816	15,951	16	2,088	14,328	16,416
38年	397	9,262	7,661	16,923	—	—	—	—
39年	156	10,255	5,355	15,610	20	15,500	2,533	18,033
40年	90	10,420	3,868	14,288	—	—	—	—
41年	169	10,736	5,666	16,402	17	24,456	0	24,456
42年	144	11,418	6,174	17,592	—	—	—	—
43年	31	13,010	7,970	20,980	—	—	—	—
44年	4	15,428	8,030	23,459	—	—	—	—
45年以上	52	2,096	9,753	11,849	—	—	—	—

人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果 参考資料」より作成

※人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果」

企業規模50人以上の民間企業7,562社を対象に、2020年度時点の制度の状況と同年度中に退職した勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員の退職給付額を2021年10～12月に調査し、今年4月に発表したものです。退職一時金の額は、退職金規程等に基づき支給される保険、動産等を金額換算したものを含む額です。退職給付額は、端数処理の結果、退職一時金と企業年金現価額の合計額と一致しない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.jinji.go.jp/nenkin/R3/taisyokukennkai.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

01 年末調整の準備



年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。

対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くありますので、年末調整の申告書回収を進める前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいため、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

02 年末賞与の支払準備



年末賞与を支給する事業所では、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）



11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

04 パート等の年間収入チェック



パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうとして、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配



年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。年賀状を送る場合は手配が必要です。早めに送付先の確認をしておきましょう。

06 防火対策



秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	火	大安	<ul style="list-style-type: none"> ●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険適用促進月間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	水	赤口	
3	木	先勝	文化の日
4	金	友引	
5	土	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	立冬
8	火	赤口	
9	水	先勝	<ul style="list-style-type: none"> ●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	木	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（10月分）
11	金	先負	
12	土	仏滅	
13	日	大安	
14	月	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	火	先勝	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	水	友引	
17	木	先負	
18	金	仏滅	
19	土	大安	
20	日	赤口	
21	月	先勝	
22	火	友引	小雪
23	水	先負	勤労感謝の日
24	木	大安	
25	金	赤口	
26	土	先勝	
27	日	友引	
28	月	先負	
29	火	仏滅	
30	水	大安	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（10月分） ●所得税の予定納税額の納期限（第2期分） ●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで